

◇ 総合課税の対象になる同族会社の社債利子

Q : 総合課税の対象になる同族会社の社債利子の範囲が改正になったとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

会社の役員やその親族が、自分たちの関係する会社(同族会社)から受け取るお金については、税負担を軽くするための工夫が問題になることがあります。今回の制度見直しは、社債の利子を使った節税対策を防ぐためのものです。

本来、同族会社の役員などが会社から受け取る役員報酬は「総合課税」となり、所得が多いほど税率が高くなります。ところが、役員報酬の代わりに社債を引き受け、その利子として受け取れば、分離課税(約20%)で済むという方法が使われてきました。この点はすでに令和3年度税制改正で規制されています。

しかし、その後も、①第三者の法人を間に入れる方法や、②複数の同族会社が互いに社債を引き受け合う「たすき掛け」と呼ばれる方法で、実質的には自社から利子を受け取っているのに、分離課税を続けるケースが見られました。

そこで令和8年度税制改正では、形式にかかわらず、実質的に同族会社から支払われていると判断される社債利子は、総合課税の対象とされました。さらに、その社債の償還時に受け取る償還金についても、一定の場合には総合課税となる点に注意が必要です。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われる社債利子や償還金から適用されます。

